

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海老名市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

評価実施機関名

神奈川県海老名市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)や、生活保護法等の規定に従い、以下の場合に使用する。また、昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知に基づき、外国人について準用する。 ①生活保護の決定及び実施に関する事務 ②就労自立給付金の支給に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表23の項、135の項 生活保護法第34条第5項、第6項 第80条の4、第80条の5 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ①【表における情報提供の根拠】 13.14.18.20.28.37.40.42.43.48.49.53.59.63.69.74.75.76.86.87.89.96.108.125.132.141.144.151.155.158.167.168.169.170.171.172の項 ②【表における情報照会の根拠】 42.43.160の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 生活支援課 保護第1係 保護第2係
②所属長の役職名	生活支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海老名市市長室文書法制課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)4542
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海老名市保健福祉部生活支援課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

連絡先	電話 保護第1係046(235)4821 保護第2係046(235)8233
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での読み合わせによるマイナンバーの誤入力防止対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報担当課から提供される情報セキュリティ研修・マイナンバー研修を毎年実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-②所属長	福祉総務課長 渋谷 明美	福祉総務課長 松本 友樹	事後	人事異動に伴う変更のため
平成28年9月12日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限等)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限等)	事後	
平成30年4月1日	I-5-①部署	保健福祉部 福祉総務課 保護係	保健福祉部 生活支援課 保護係	事後	
平成30年4月1日	I-5-②所属長	福祉総務課長 松本 友樹	生活支援課長 松本 友樹	事後	
平成30年4月1日	I-8連絡先	海老名市保健福祉部福祉総務課	海老名市保健福祉部生活支援課	事後	
平成31年4月1日	I-5-②所属長	生活支援課長 松本 友樹	生活支援課長	事後	
令和1年6月1日	IVリスク対策	該当部分なし	様式および内容の追加	事後	
令和4年1月25日	I-5-①部署	保健福祉部 生活支援課 保護係	保健福祉部 生活支援課 保護第1係 保護第2係	事後	
令和4年1月25日	I-8連絡先	046(235)4821	保護第1係046(235)4821 保護第2係 046(235)8233	事後	
令和4年1月25日	II-1 いつの時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年1月25日	II-2 いつの時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年12月28日	I-1-② 事務の概要	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に	事前	
令和4年12月28日	I-③ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第15の項 行政手続における特定の個人を識別するため	番号法第9条第1項 別表第一第15の項 行政手続における特定の個人を識別するため	事前	
令和4年12月28日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限等)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限等)	事前	
令和5年6月1日	I-1-③ システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー	生活保護システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、統合専用端末、医療保険者向	事前	
令和7年3月28日	I-③ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第15の項 行政手続における特定の個人を識別するため	番号法第9条第1項及び別表23の項、135の項	事後	
令和7年3月28日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限等)	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和7年3月28日	IV-8 人手を介在させる作業	—	十分である 複数人での読み合わせによるマイナンバーの	事後	
令和7年3月28日	IV-11 最も優先が高いと考えられる	—	9)従業員に対する教育・啓発 十分である	事後	